

## 5 誘導施策

第2章の「まちづくりの方針」に基づき設定した「誘導方針」ごとに、誘導施策の考え方と居住と都市機能を誘導するための施策を示します。

誘導方針	誘導施策の考え方
(1)便利で快適、歩きたくなるまち	<ul style="list-style-type: none"><li>① 様々な機能が集まる便利な中心拠点があるまち</li><li>② 子育てしやすく、若者が暮らしやすいまち</li><li>③ 高齢者、障害のある人などに優しいまち</li></ul>
(2)地域資源を生かしながら持続できるまち	<ul style="list-style-type: none"><li>① 公共交通を守り、移動しやすいまち</li><li>② 未来を見据えた持続可能なまち</li><li>③ 豊かな自然と文化を生かしたまち</li></ul>

### (1) 便利で快適、歩きたくなるまち

#### ① 様々な機能が集まる便利な中心拠点があるまち

主な施策
<b>居心地が良く歩きたくなる都市環境の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・歩行者に優しく、滞在を促進する道路空間の整備</li><li>・公民連携の体制づくりの推進</li></ul>
<b>商業の活性化と出店支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・就業、創業支援による商業・サービス施設の維持・誘導の推進</li><li>・空家、空き店舗、低未利用地のリノベーション等による利活用の促進</li><li>・マルシェの開催などの交流の場づくりの充実</li></ul>
<b>水と緑を感じられる空間づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・公園や広場、ポケットパーク等の空間整備</li><li>・水辺などを活用したオアシスづくりの推進</li></ul>

主な関連計画 ▶ 飯能まちなか未来ビジョン、飯能市空家等対策計画

## ② 子育てしやすく、若者が暮らしやすいまち

主な施策
<b>子育てしやすい都市環境の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・子育てに関する施設の維持・誘導の推進</li><li>・用途地域の適切な見直しによる商業・サービス施設の充実</li><li>・土地区画整理事業や地区計画制度等によるゆとりある住宅地の整備</li><li>・歩行者空間のバリアフリー化などユニバーサルデザインによる道路等の整備</li><li>・公園や広場、ポケットパーク等の空間整備(再掲)</li></ul>
<b>移住・定住の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・子育て世帯や若者世代への移住・定住支援</li></ul>

主な関連計画 ▶ 飯能市こども計画

## ③ 高齢者、障害のある人などに優しいまち

主な施策
<b>暮らしやすい都市環境の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療施設、福祉施設等の維持・誘導の推進</li><li>・用途地域の適切な見直しによる、商業・サービス施設の充実(再掲)</li><li>・土地区画整理事業や地区計画制度等による、ゆとりある住宅地の整備(再掲)</li><li>・歩行者空間のバリアフリー化などユニバーサルデザインによる道路等の整備(再掲)</li><li>・公園や広場、ポケットパーク等の空間整備(再掲)</li></ul>
<b>交流や支え合いの仕組みづくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の居場所などの交流の場づくりや支え合いの仕組みづくり</li></ul>

主な関連計画 ▶ 飯能まちなか未来ビジョン、はんのうふくしの森プラン、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画

## (2) 地域資源を生かしながら持続できるまち

### ① 公共交通を守り、移動しやすいまち

主な施策
<b>地域公共交通ネットワークの再構築</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・既存の鉄道路線、バス路線の維持確保と地域の実情に合ったかたちへの最適化</li><li>・市内各拠点へのアクセス性向上のための取組の検討</li></ul>
<b>公共交通の利用促進と利用環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・公共交通を使いやすくするための利用促進事業の推進</li><li>・バス停などの待合環境や乗継環境向上のための取組の推進</li></ul>

主な関連計画 ▶ 飯能市地域公共交通計画

### ② 未来を見据えた持続可能なまち

主な施策
<b>公共施設等マネジメントの推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自治体経営の視点による公共施設、道路、上下水道等の統括的な管理の推進</li><li>・PPP/PFI など公民連携による施設の管理運営、利活用の推進</li></ul>
<b>空家などの既存ストックの有効活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・空家、空き店舗、低未利用地のリノベーション等による利活用の促進(再掲)</li><li>・公共施設の複合化や跡地の有効活用による拠点の創出</li></ul>

主な関連計画 ▶ 飯能市公共施設等総合管理計画、飯能市空家等対策計画

### ③ 豊かな自然と文化を生かしたまち

主な施策
<b>森林文化を感じられる空間形成</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・西川材を活用した空間づくりの推進</li><li>・道路空間や公共施設等における緑化の推進</li></ul>
<b>文化資源を生かした施策展開</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・歴史的・文化的な地域資源を生かしたまちづくりの推進</li></ul>

主な関連計画 ▶ 飯能市文化財保存活用地域計画、飯能市景観計画

## 6 届出制度

### (1) 都市機能誘導区域に関する届出制度

#### 1) 概要

##### ◆届出制の目的

届出制は、市町村が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

##### ◆届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられています。

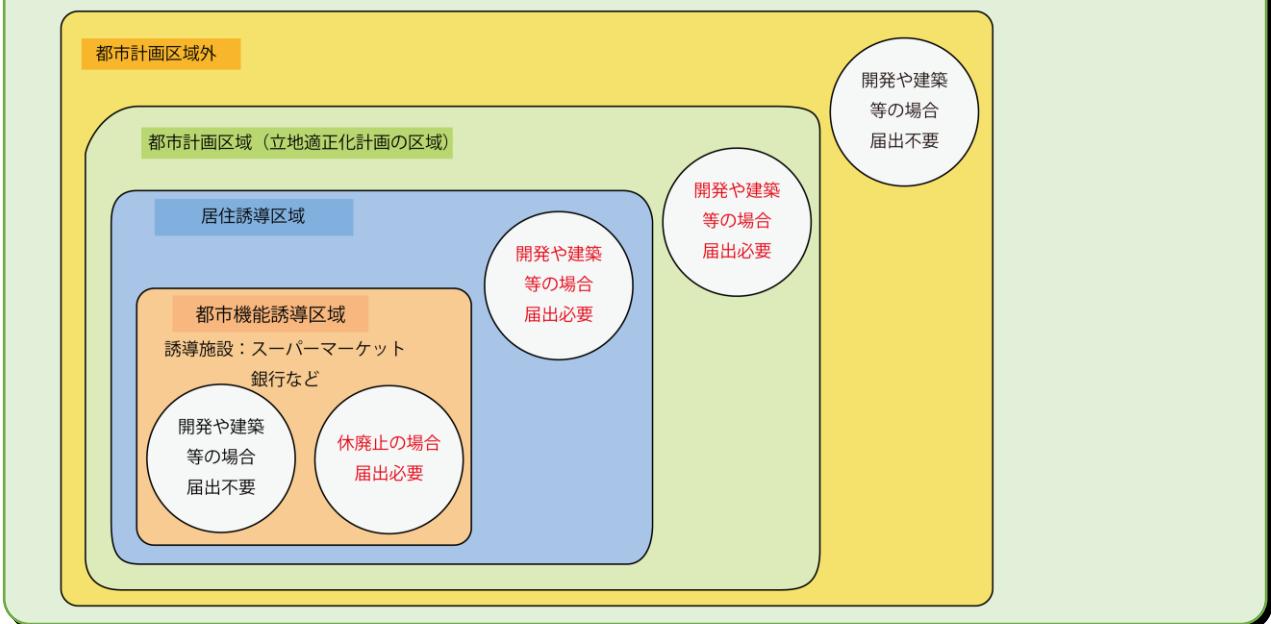
##### ○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

##### ○開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合、原則として市町村長への届出が義務付けられています。



出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

## 2) 届出対象となる誘導施設

### ■届出対象となる誘導施設

施設		詳細
行政機能	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に定める施設
	国・県の行政施設	国、地方公共団体が設置する行政施設
	市民活動センター	飯能市市民活動センター条例に定める施設
社会福祉・子育て機能	総合福祉センター	飯能市総合福祉センター条例に定める施設
	保健センター	飯能市保健センター設置規則に定める施設
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に定める施設
	子育て総合センター	飯能市子育て総合センター設置規則に定める施設
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に定める事業を行う施設
商業機能	大規模小売店舗	建物内の店舗面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える店舗
	スーパーマーケット	売場面積250m <sup>2</sup> 以上で、生鮮食料品等を取り扱う施設
	ドラッグストア	売場面積250m <sup>2</sup> 以上で、主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品等を取り扱う事業所
	コンビニエンスストア	飲食料品や日用雑貨などを取り扱う商業施設で、売場面積30m <sup>2</sup> ～250m <sup>2</sup> かつ営業時間が1日14時間以上の販売店
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に基づく病院
	診療所	医療法第1条の5第2項に基づく診療所(入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設)
金融機能	銀行	銀行法第2条第1項に基づく施設
	信用金庫	信用金庫法第4条に規定する免許を受けて事業を行う施設
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める施設
教育・文化機能	小学校	学校教育法第1条に定める小学校
	教育センター	飯能市教育センター設置及び管理条例に定める施設
	図書館	飯能市図書館条例に定める飯能市立図書館
	博物館	飯能市立博物館条例に定める施設

## (2) 居住誘導区域に関する届出制度の概要

### ◆届出制の目的

届出制は、市町村が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

### ◆届出の対象となる行為

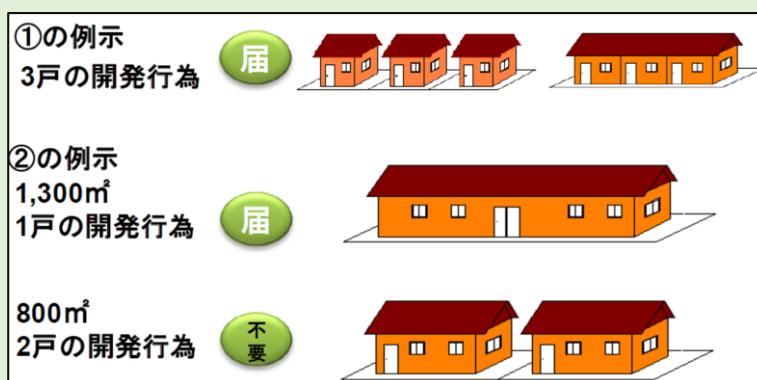
居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられています。

#### ○開発行為

①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その敷地面積規模が1,000m<sup>2</sup>以上のもの

③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為



#### ○建築等行為

①3戸以上の住宅を新築しようとする場合

②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合

③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合



出典: 改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

## 7 防災指針

### (1) 防災指針の位置付け

#### 1) 背景と目的

近年の気候変動の影響により、全国的に水害や土砂災害などの自然災害が頻発化・激甚化し、安全性の確保が重要な課題となっています。

こうした自然災害に対応するため、防災とまちづくりが連携した取組の課題を踏まえ、2020年(令和2年)9月都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」が新たに位置付けられました。

立地適正化計画における防災指針は、誘導区域(居住誘導区域や都市機能誘導区域)内の安全を守るために定めるものであり、誘導区域における災害ハザード情報と都市情報をもとに、居住誘導や都市機能誘導を図るために、必要な都市防災に関する機能の確保と整備を図るための指針です。本市の防災に関する計画である飯能市地域防災計画や飯能市国土強靭化地域計画、各種ハザードマップなどとも整合を図りながら定めるものです。

#### 2) 検討フロー

##### 災害ハザード情報の収集と整理

居住誘導区域に指定されている区域に想定される災害ハザード情報(土砂災害、洪水、内水氾濫、地震)について整理する。

##### リスク分析と課題の抽出

居住誘導区域内における建物や避難所などの状況を考慮した上で、災害リスクの分析を行い、課題の抽出を行う。

##### 取組方針の検討

課題を踏まえ、防災まちづくりに対する基本方針を設定し、災害リスクのおそれのある区域について、取組方針を定める。

##### 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

取組方針に係る具体的な取組とスケジュール、また、取組の効果を評価するための目標指標を設定する。(※目標値については、8目標指標で示します。)

## (2) 災害ハザード情報の収集と整理

### 1) 災害ハザード情報と都市情報との分析と視点

災害ハザード情報を踏まえ、都市情報との分析と視点を整理します。

災害ハザード情報		都市情報	分析の視点
土砂	土砂災害(特別)警戒区域	建物分布	■建物等の損壊の危険性
	大規模盛土造成地	建物分布	■大雨、地震時の建物倒壊の危険性
洪水	洪水浸水想定区域 想定最大規模降雨 及び 計画規模降雨(浸水深)	建物分布	■垂直避難が困難な可能性
		避難施設	■避難施設の活用の可能性
		都市機能	■医療施設・高齢者福祉施設の継続利用の可能性
		緊急輸送道路	■災害時の活用の可能性
	洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)	建物分布	■長期にわたる孤立の可能性
		避難施設	
		都市機能	
内水	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫)	該当なし	—
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)	建物分布	■建物の倒壊・流出の危険性
		緊急輸送道路	■災害時の活用の可能性
地震	内水浸水実績	建物分布	■建物の浸水の可能性
地震	液状化	該当なし	—
	震度	ハザードマップ	■地震震度分布と建物倒壊の危険性
		緊急輸送道路	■災害時の活用の可能性

液状化判定については、各規準の中で種々の判定方法が示されていますが、「埼玉県地震被害想定調査報告書：平成 26 年 3 月」では、「道路橋示方書※(2012)」の方法に準じた判定を行っています。本市は、基本的に洪積地盤に位置しており、道路橋示方書では、判定対象外となること、また、埼玉県地震被害予測システムによっても液状化しないと判定されていることから、液状化は生じないと判断されています。

※ 道路橋示方書：国土交通省が定める、日本における橋や高架の道路等に関する技術基準。

社団法人日本道路協会が基準に解説を加えて「道路橋示方書・同解説」として発行している。

## 2) 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ

### ① 土砂

#### ア. 土砂災害（特別）警戒区域と建物分布

市街化区域内では、川寺地区や飯能地区などの一部が土砂災害特別警戒区域に指定されており、区域内には建物が3棟あります。また、土砂災害警戒区域については川寺地区、飯能地区、中山地区、笠縫地区などの一部に指定されており、区域内に477棟の建物が立地するほか、公共施設等の集客施設が立地しています。

##### ■土砂災害警戒区域

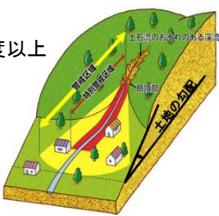
土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

##### ■土砂災害特別警戒区域

避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域

土石流

土地の勾配 2 度以上



地滑りの長さの 2 倍以内。  
※ただし 250m を越える場合は 250m

地滑り



地滑りの長さ

L以内(ただし250mを越える場合は250m)

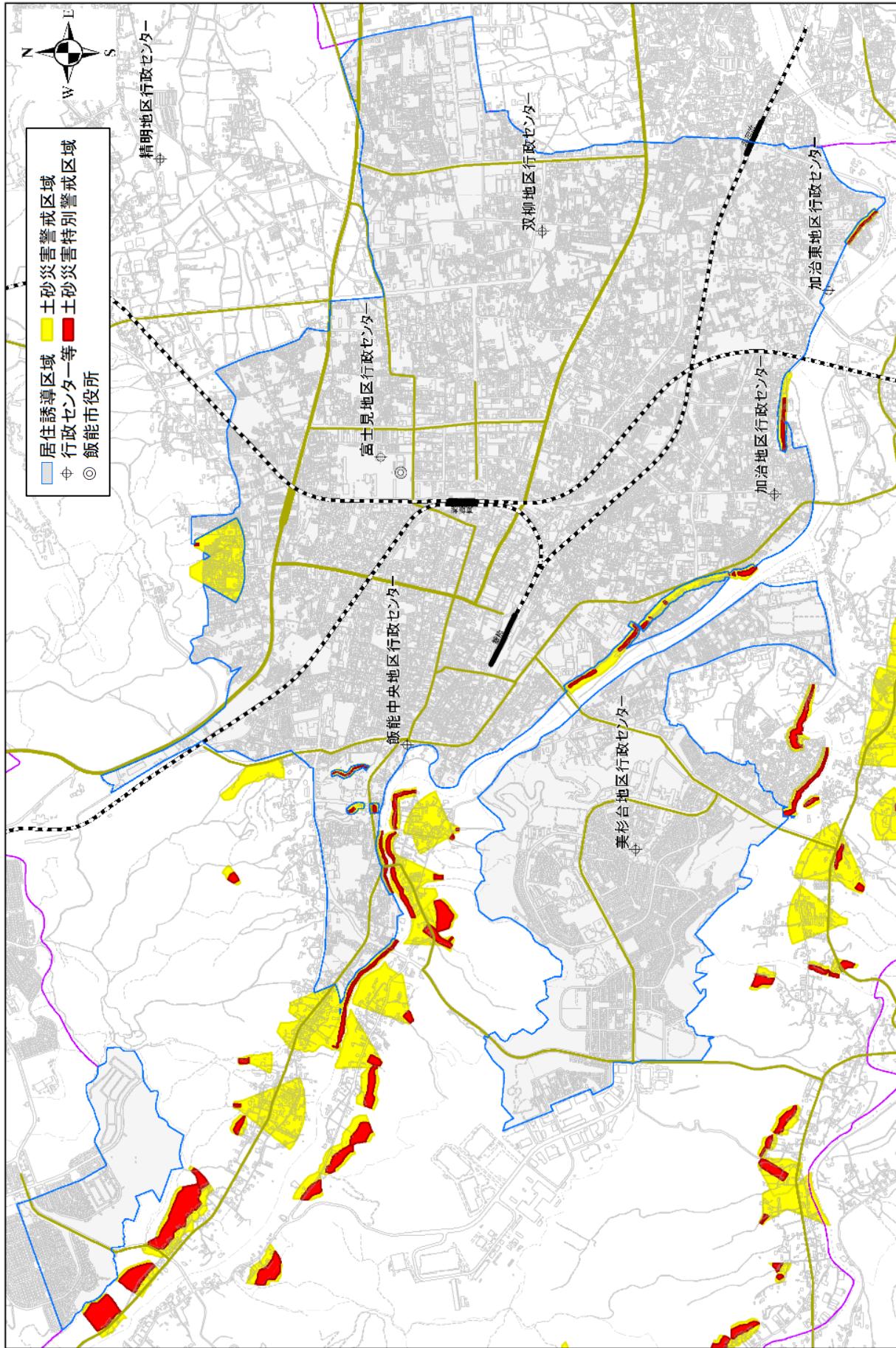
急傾斜地の崩壊



- ・急傾斜地の上端から 10m
- ・急傾斜地の下端から高さの 2 倍以内  
※ただし 50m を越える場合は 50m

出典：国土交通省

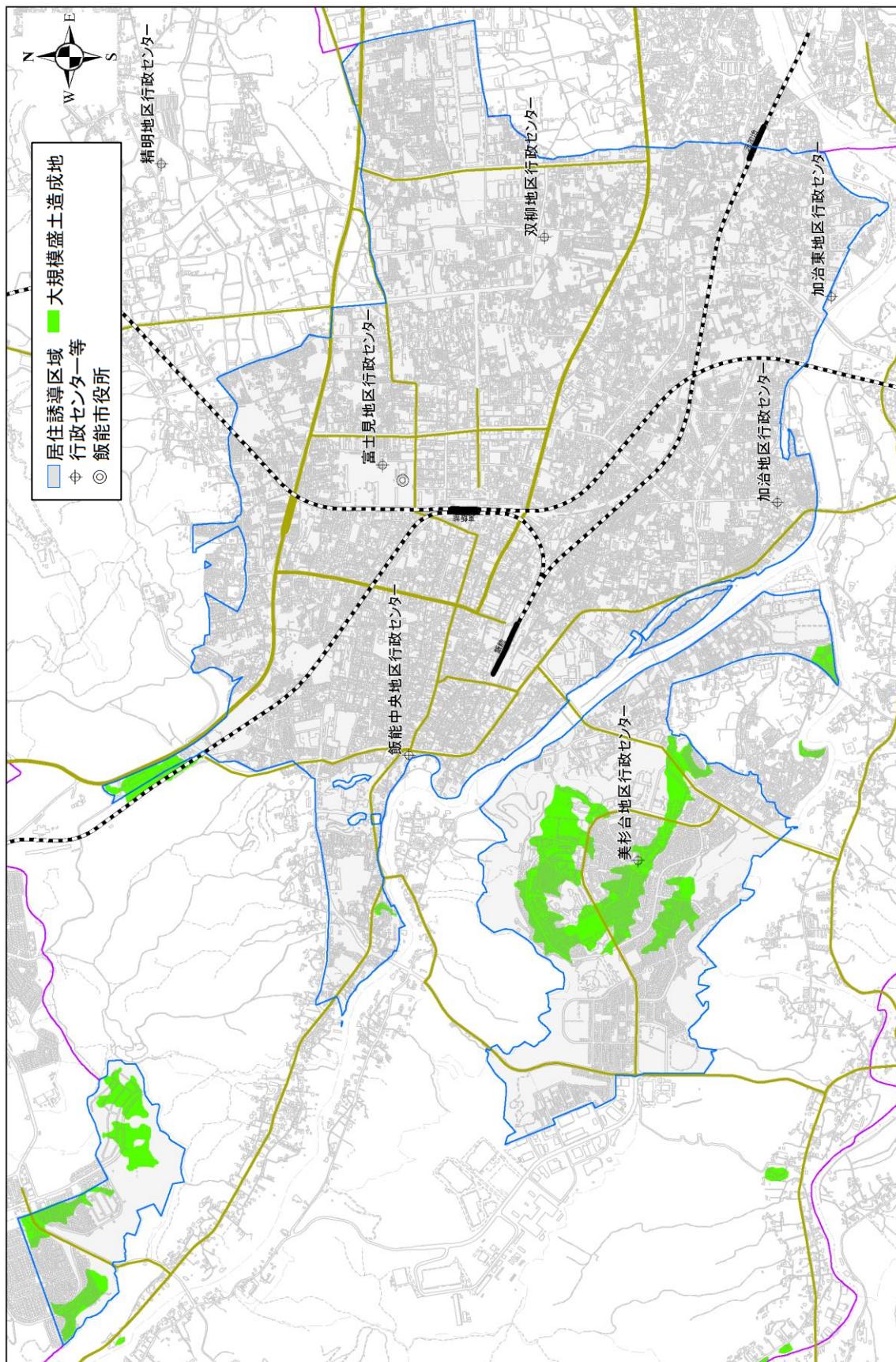
## ■土砂災害(特別)警戒区域図



## イ. 大規模盛土造成地と建物分布

居住誘導区域内における大規模盛土造成地に立地する建物は 855 棟あります。

### ■大規模盛土造成地位置図

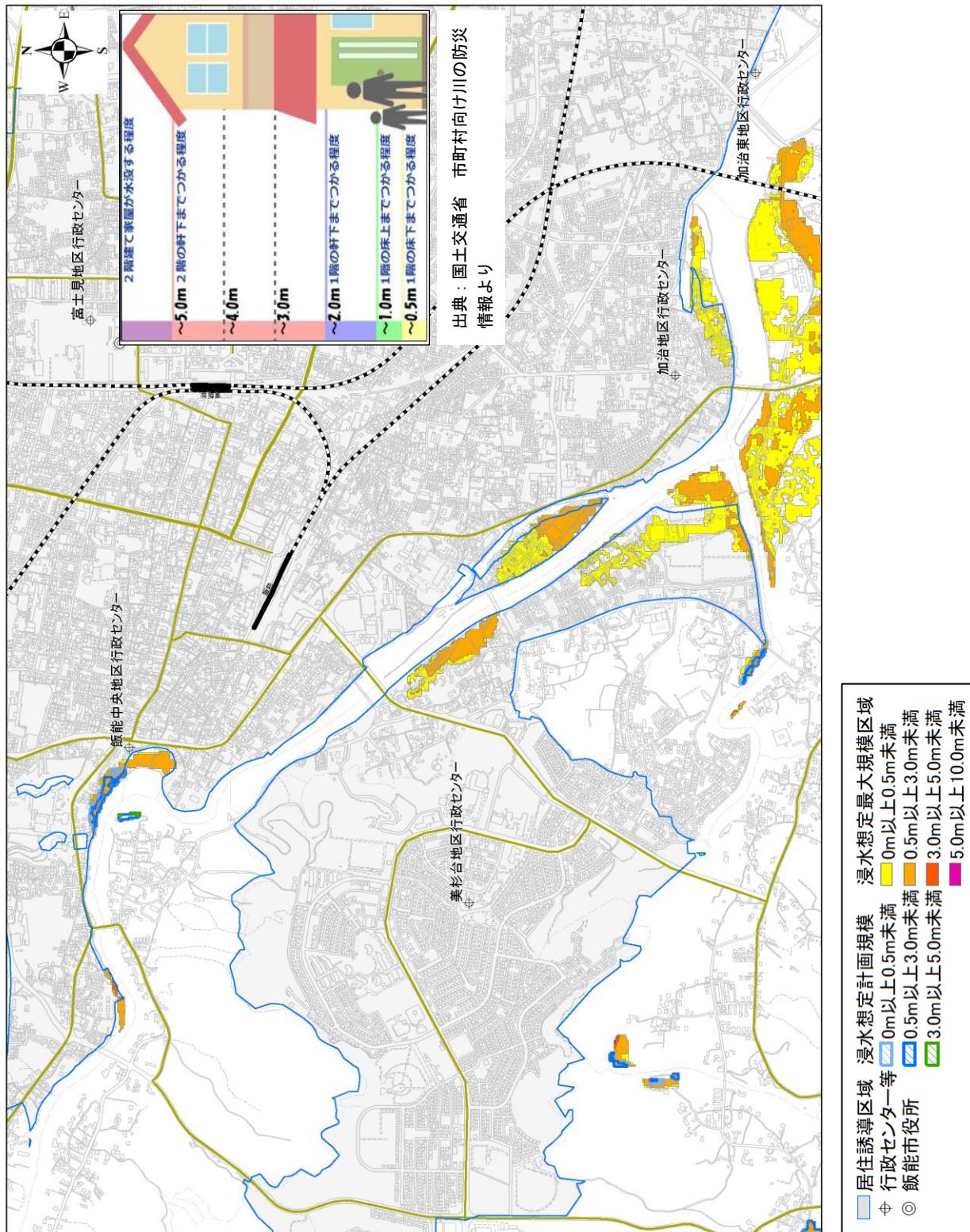


## ② 洪水

### ア. 洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）と建物分布

居住誘導区域内において、洪水浸水想定区域（想定最大規模）（浸水深）は、入間川の左岸及び右岸の一部区域が指定されています。浸水深が3.0m以上のところはありませんが、区域内に垂直避難が困難な建物は20棟あります。また、飯能河原付近は、洪水浸水想定区域（計画規模）に指定されています。

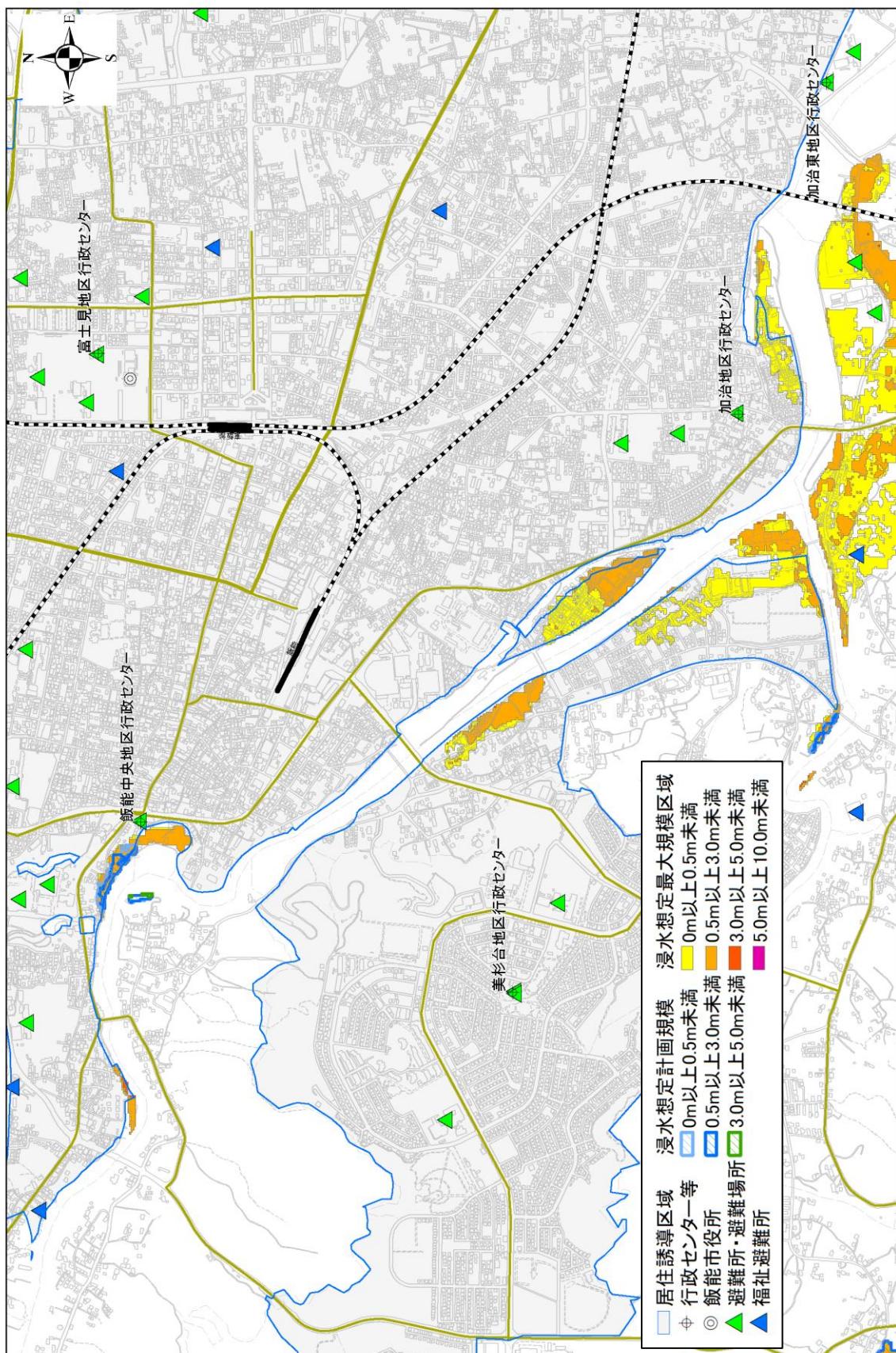
#### ■洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）位置図



## イ. 洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）と避難施設

居住誘導区域内において、洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）に該当する避難施設はありません。

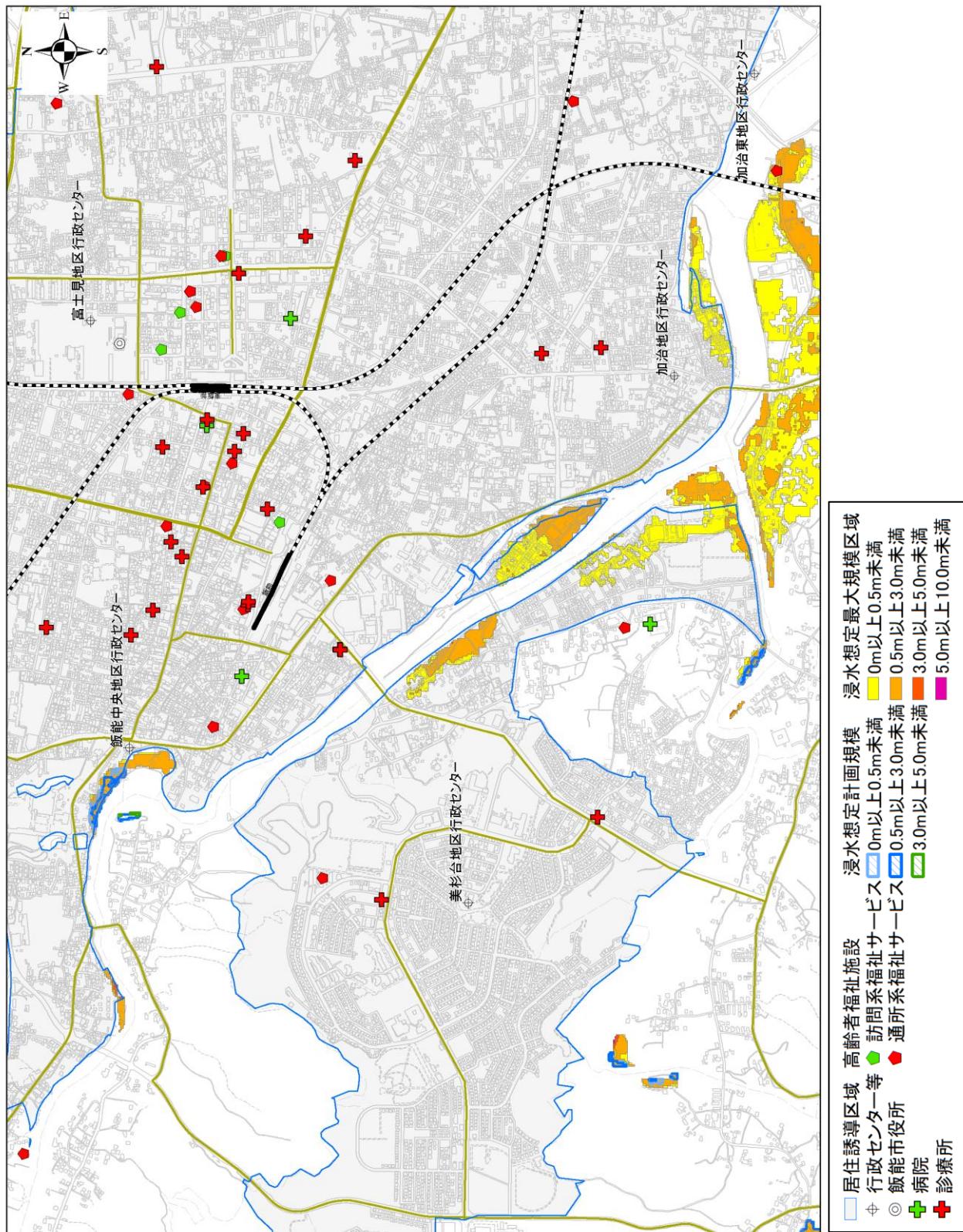
### ■洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）と避難施設位置図



## ウ. 洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）と都市機能（医療施設・高齢者福祉施設）

居住誘導区域内において、洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）に医療施設、高齢者福祉施設はありません。

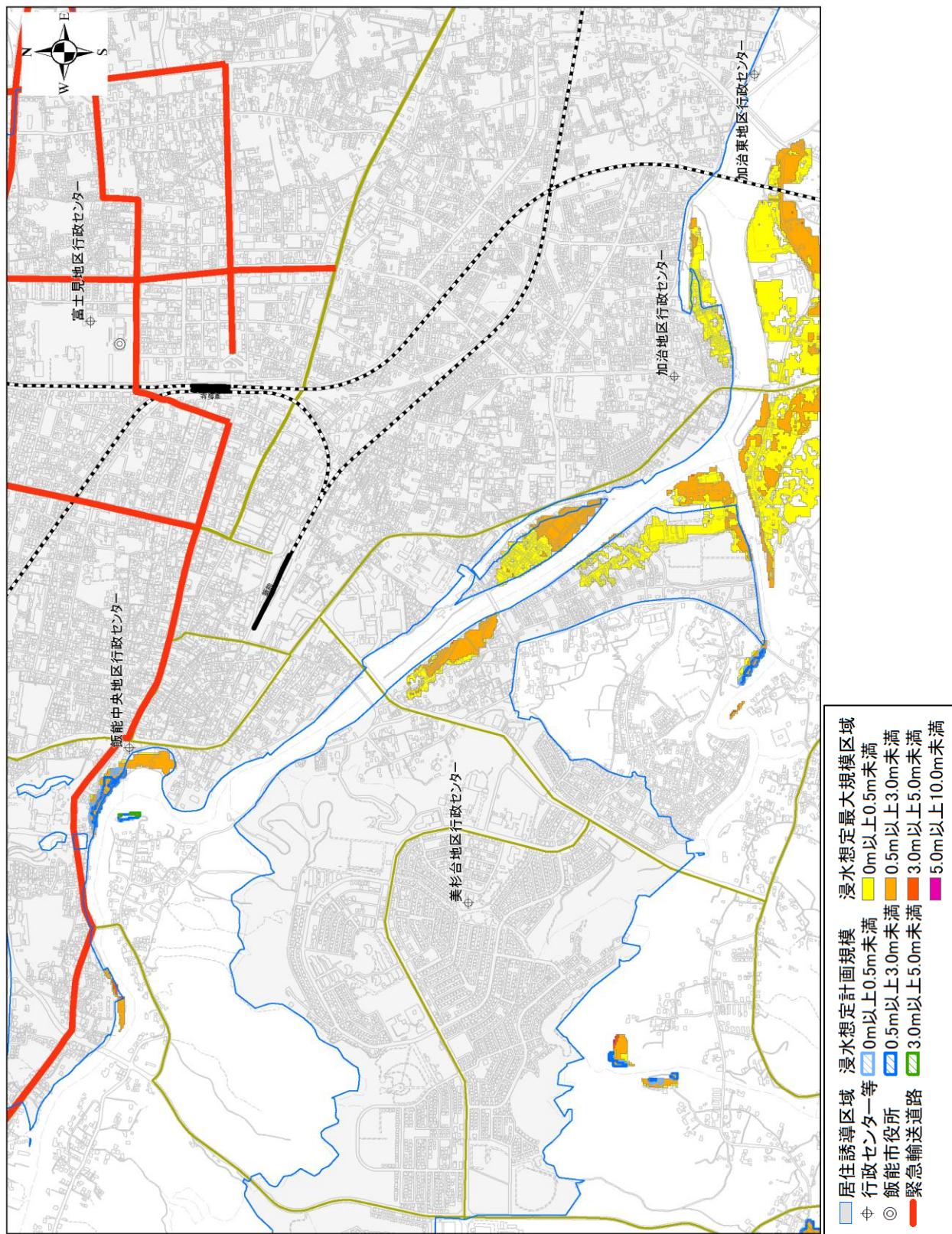
### ■洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）と医療施設・高齢者福祉施設位置図



## 工. 洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模）（浸水深）と緊急輸送道路

浸水深が 0.3m以上になると自動車の走行が困難とされていますが、緊急輸送道路の区間のうち、洪水浸水想定区域に該当する区間はありません。

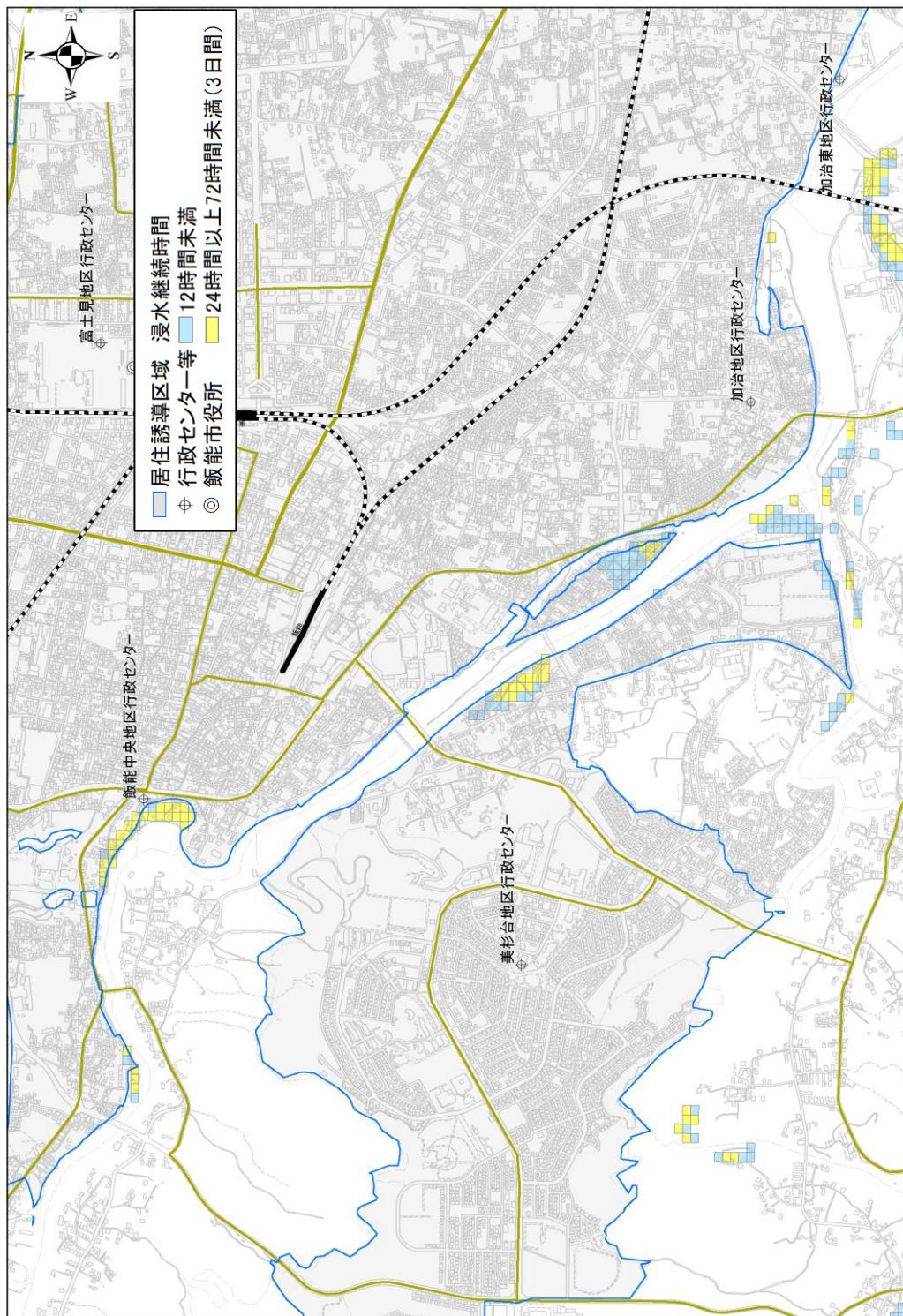
### ■洪水浸水想定区域(想定最大規模・計画規模)(浸水深)と緊急輸送道路位置図



## オ. 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と建物分布

居住誘導区域内において、洪水浸水想定区域（浸水継続時間）は、入間川の左岸及び右岸の一部に指定区域があり、94棟の建物が立地しています。浸水継続時間が飲料水や食料等の不足により健康障害の発生や生命の危機の可能性があるとされる3日（72時間）以上と予測される区域はありません。

### ■洪水浸水想定区域（浸水継続時間）位置図



### ■災害に備えた飲料水や食料の備蓄量

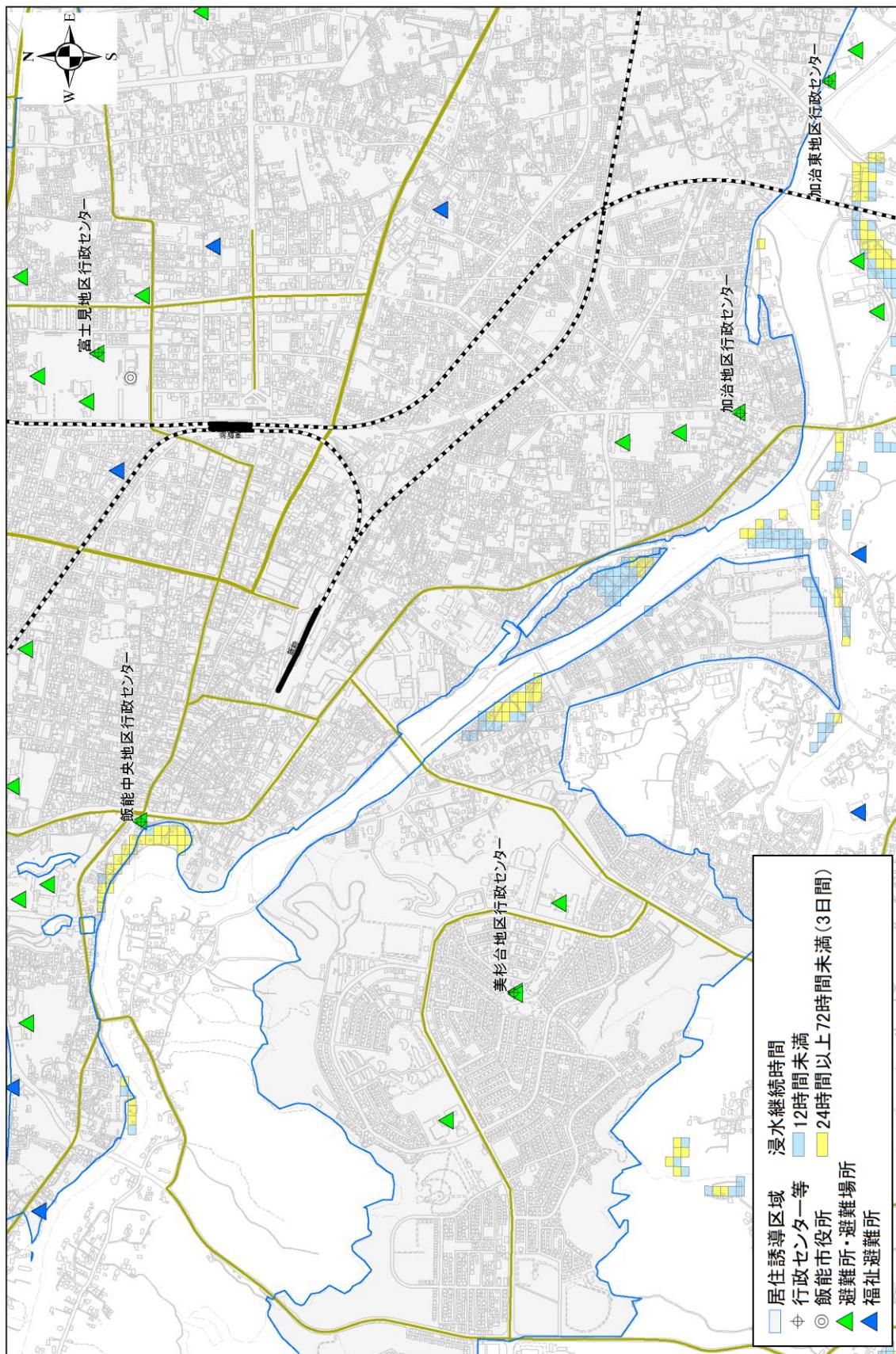
大規模な水害が発生すると、上下水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止するおそれがあります。各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生ずるおそれがあります。

出典:水害の被害指標分析の手引き(国土交通省 平成25(2013)年試行版)

## 力. 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と避難施設

居住誘導区域内において、洪水浸水想定区域（浸水継続時間）に避難施設はありません。

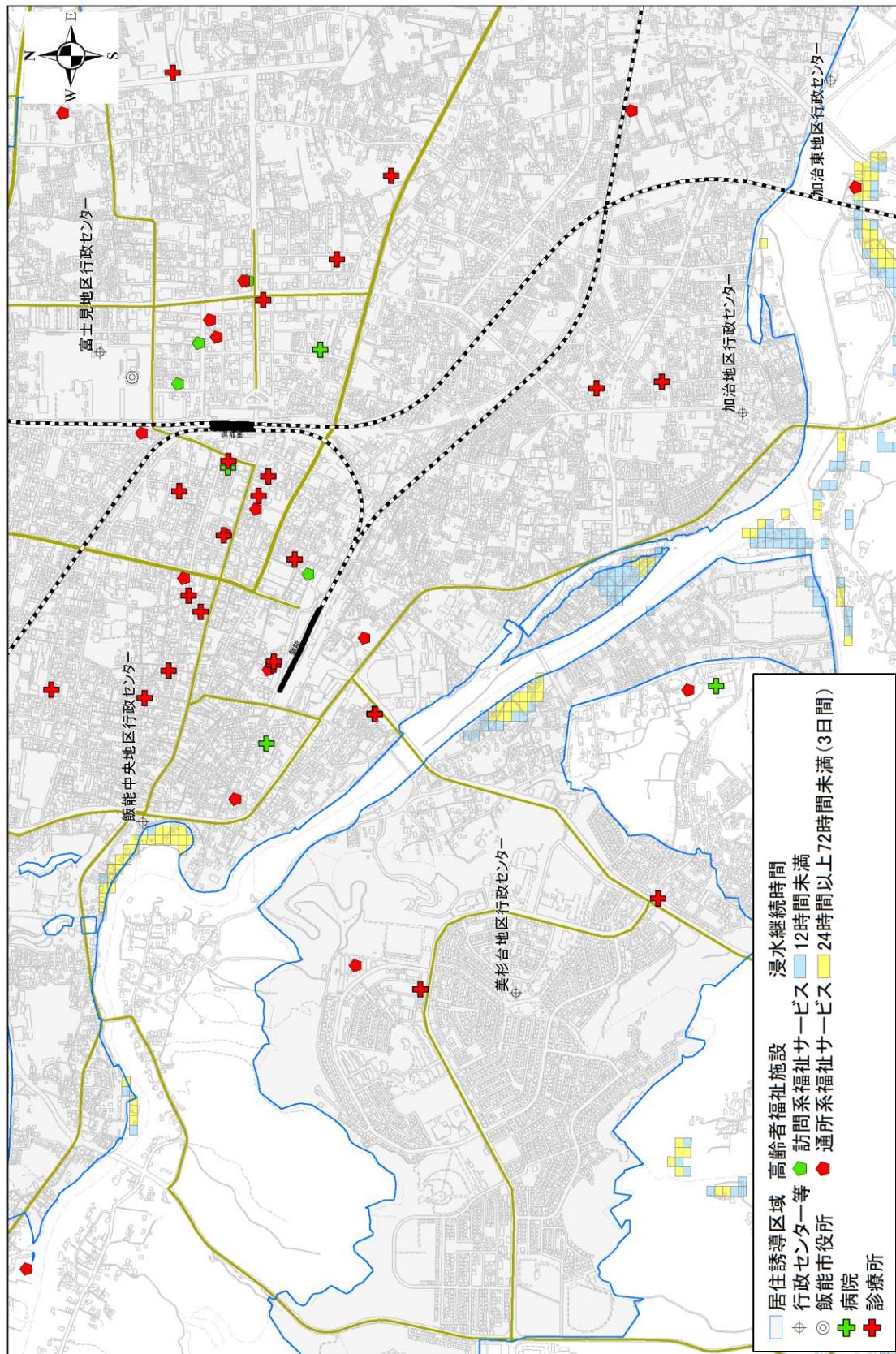
### ■洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と避難施設位置図



## キ. 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と都市機能（医療施設・高齢者福祉施設）

居住誘導区域内において、洪水浸水想定区域（浸水継続時間）に医療施設、高齢者福祉施設はありません。

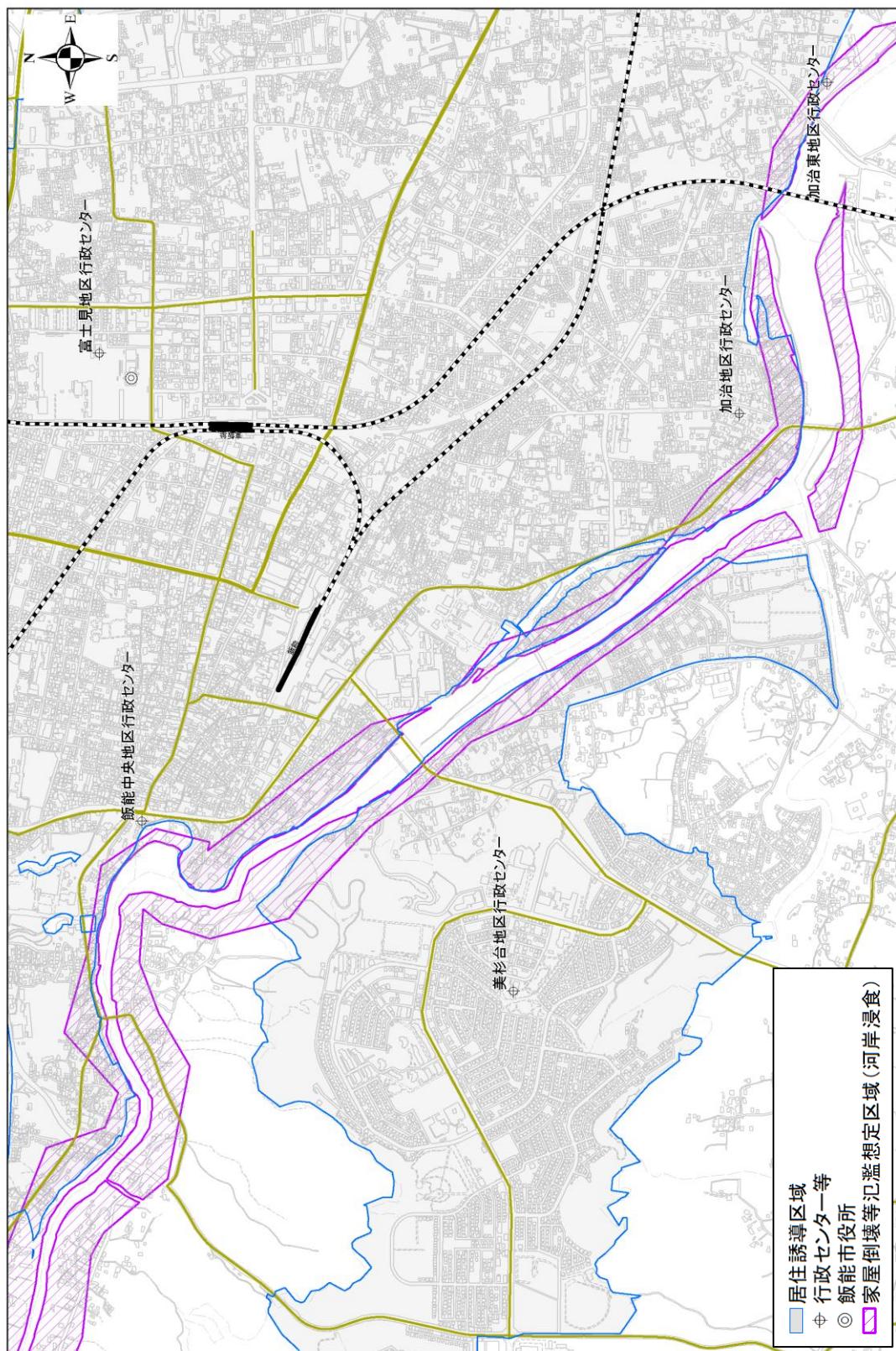
### ■洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と医療施設・高齢者福祉施設位置図



## ク. 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と建物分布

居住誘導区域内において、河川が浸食されることで建物の倒壊・流出のおそれがある区域として、入間川の左岸及び右岸の一部において家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が指定されており、区域内には建物が984棟あります。

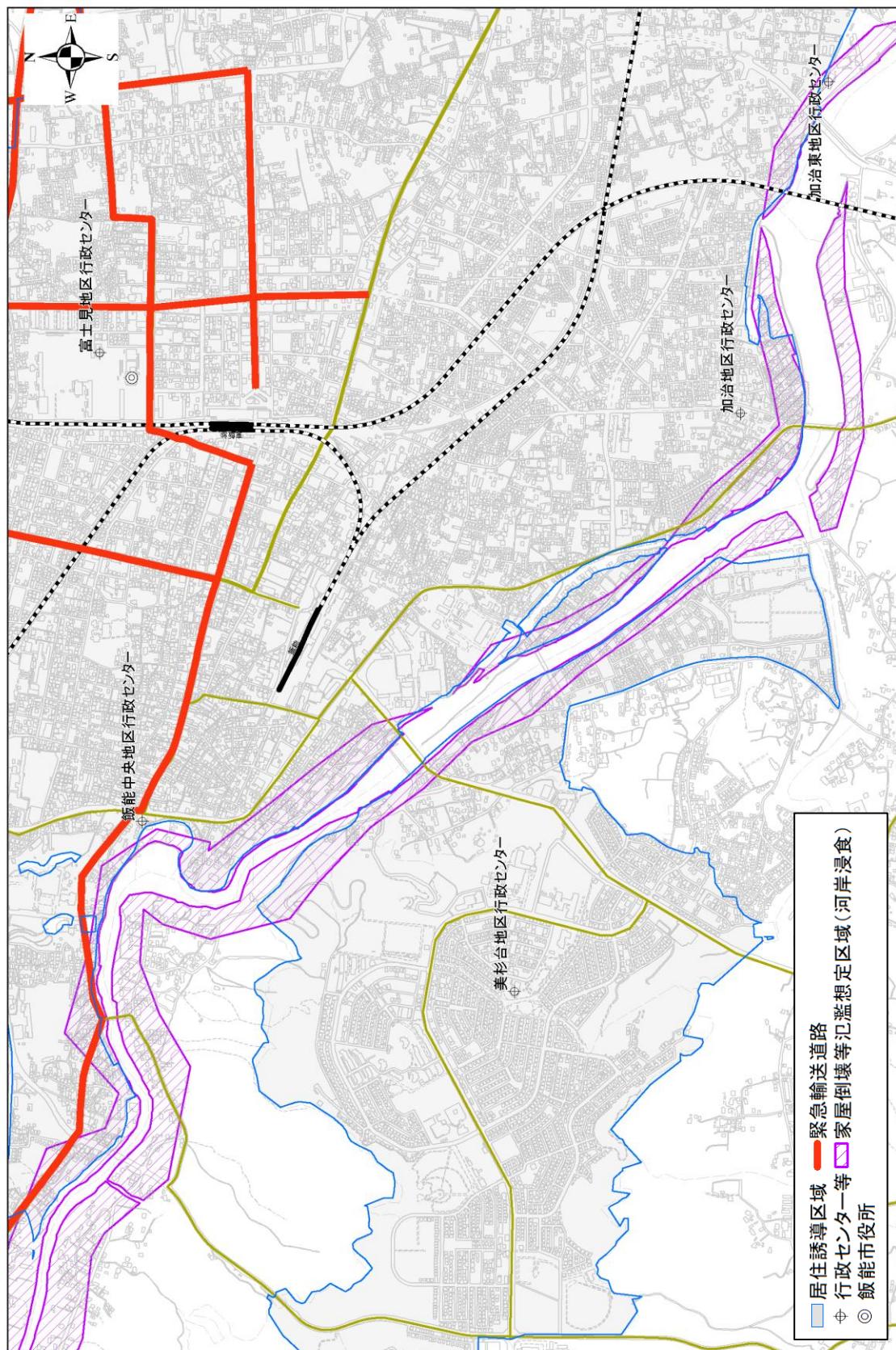
### ■家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)位置図



## ヶ. 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と緊急輸送道路

第二次緊急輸送道路に指定されている主要地方道飯能下名栗線の一部区間が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）を通過しています。

### ■家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と緊急輸送道路位置図

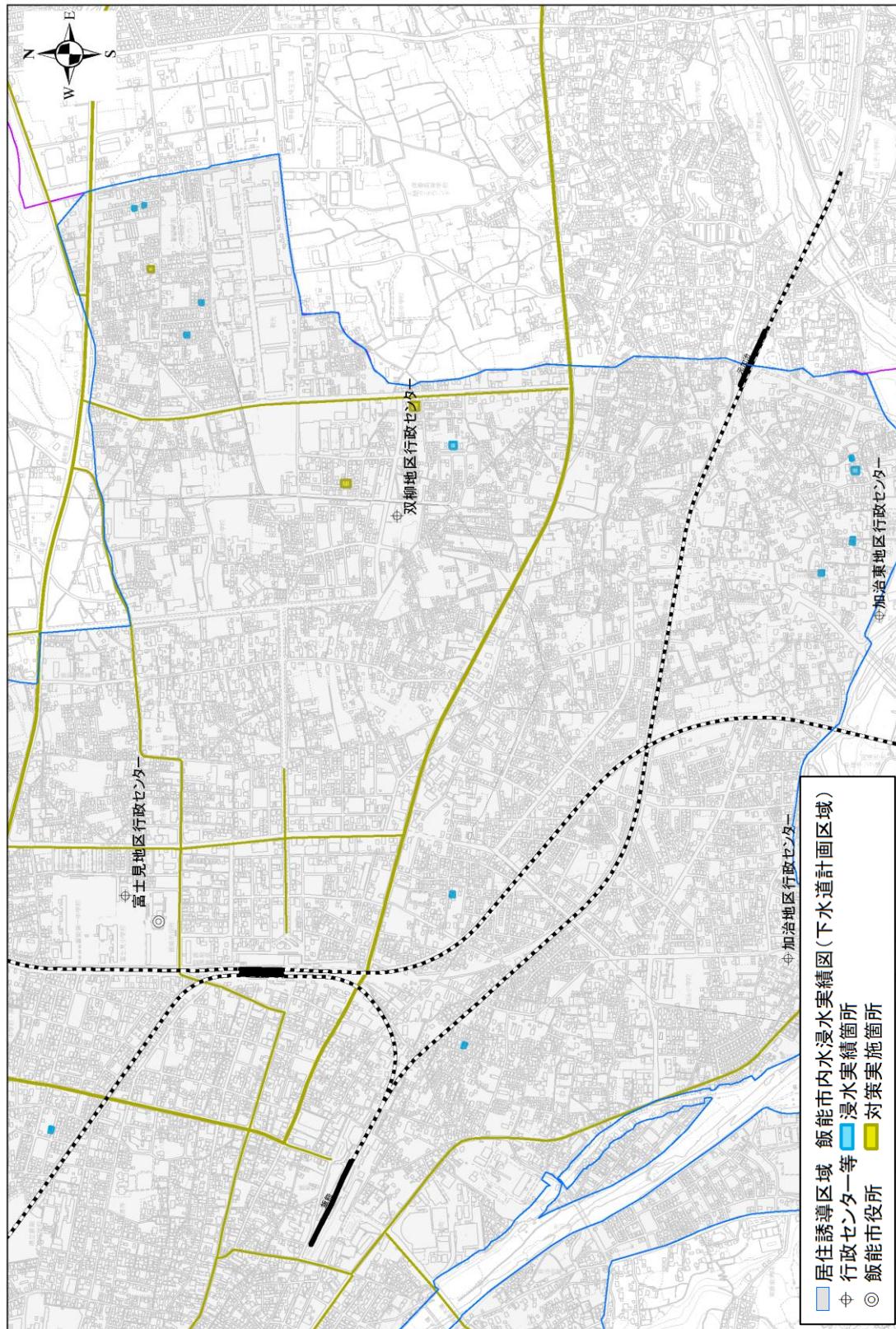


### ③ 内水

#### ア. 内水浸水実績箇所

居住誘導区域内において、過去に大雨などによる内水浸水実績のある箇所は、岩沢地区や双柳地区をはじめ、市街地でも確認されており、浸水実績のある建物は 12 棟あります。

#### ■内水浸水実績箇所図



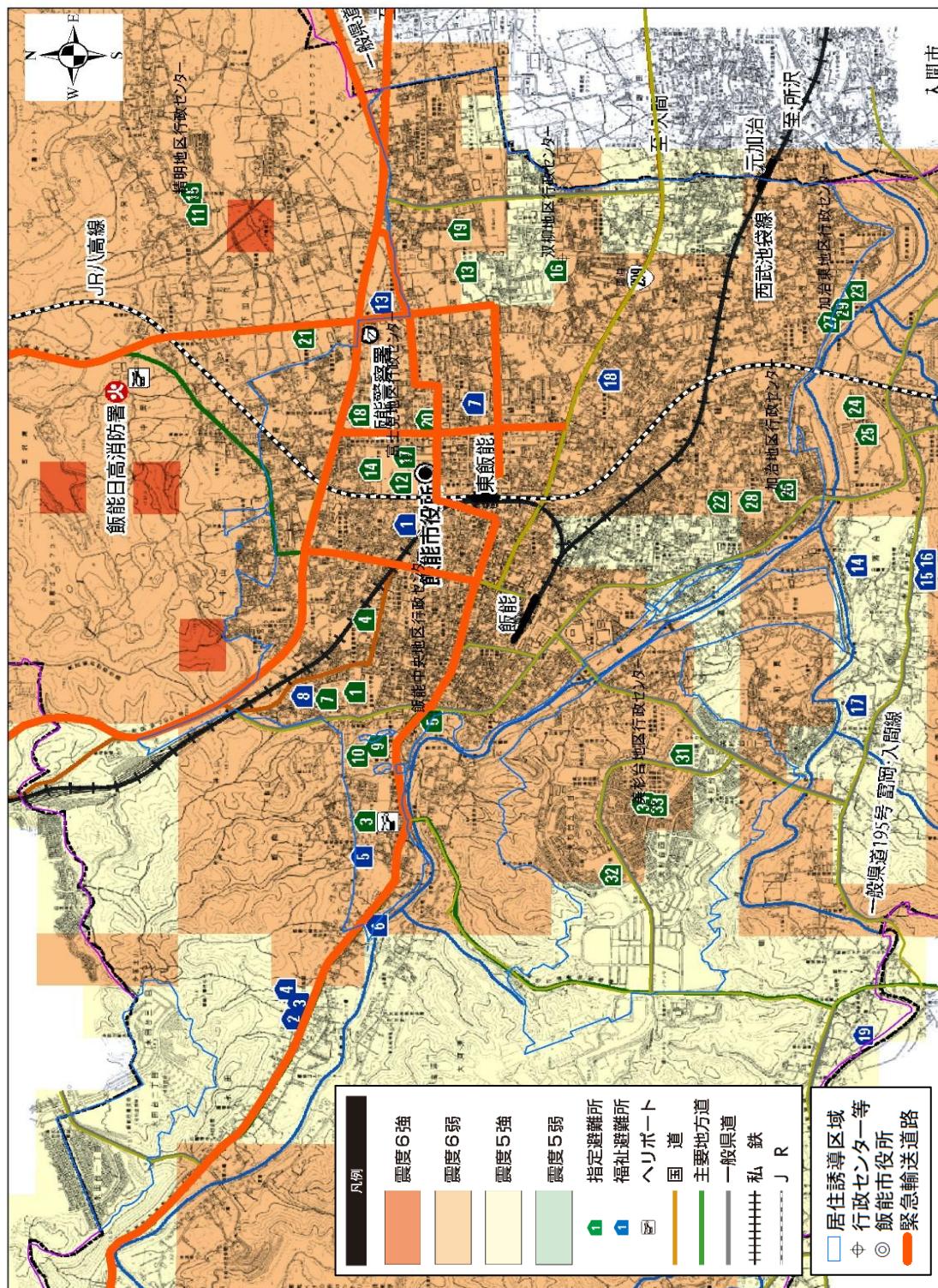
## ④ 地震

### ア. 震度分布と緊急輸送道路

地震ハザードマップにおける地震震度分布は、居住誘導区域内において震度 6 弱の範囲が大半を占めており、地震発生時には建物火災などの二次災害が発生するほか、鉄道駅周辺において帰宅困難者が発生することが想定されます。

緊急輸送道路は第一次特定緊急輸送道路である国道 299 号バイパスをはじめ、市街地を東西に横断する道路と北部に伸びる 2 つの路線が存在します。

#### ■ 地震震度分布図



### (3) リスク分析と課題の抽出

#### 1) 災害リスクごとに想定される防災上の課題

災害ハザード情報の収集と整理を踏まえ、災害種類ごとの防災上の課題は以下のとおりです。

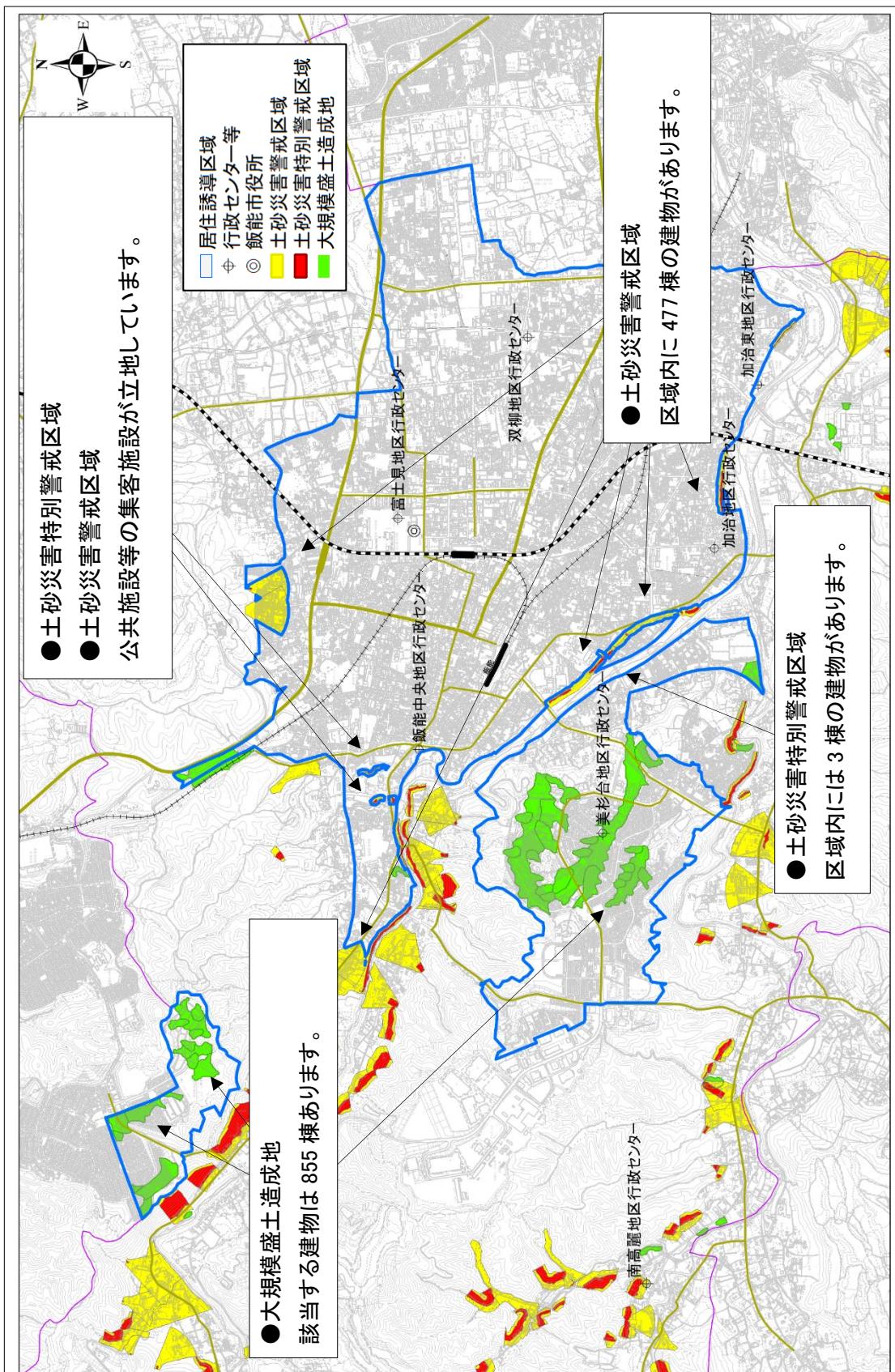
##### ■災害リスクごとに想定される防災上の課題

災害種類	課題
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"><li>● 土砂災害特別警戒区域 市街化区域内では、川寺地区や飯能地区などの一部が指定されており、区域内に 3 棟の建物が立地しています。</li><li>● 土砂災害警戒区域 市街化区域内では、川寺地区、飯能地区、中山地区、笠縫地区などの一部が指定されており、区域内に 477 棟の建物のほか、公共施設等の集客施設が立地しています。</li><li>● 大規模盛土造成地 美杉台地区、永田台地区などの一部地域に分布しており、855 棟の建物が立地しています。</li></ul>
洪水・内水災害	<ul style="list-style-type: none"><li>● 洪水浸水想定区域(想定最大規模)(浸水深) 居住誘導区域内において、入間川の左岸及び右岸の一部に指定区域があり、垂直避難が困難な建物が 20 棟あります。</li><li>● 洪水浸水想定区域(計画規模) 飯能河原付近の一部地域が指定されています。</li><li>● 洪水浸水想定区域(浸水継続時間) 居住誘導区域内において、入間川の左岸及び右岸の一部に指定区域があり、94 棟の建物が立地していますが、浸水継続時間が 3 日(72 時間)以上と予測される区域はありません。</li><li>● 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) 居住誘導区域内において、入間川の左岸及び右岸の一部に指定区域があり、984 棟の建物が立地しています。また、緊急輸送道路の一部区間が当該区域に含まれています。</li><li>● 内水浸水実績 岩沢地区、双柳地区をはじめ市街地で 12 棟の浸水実績があります。</li></ul>
地震災害	<ul style="list-style-type: none"><li>● 震度分布 居住誘導区域内は、震度 6 弱の揺れが予測される区域が大半を占めています。</li></ul>

## 2) 地域ごとの主な災害リスクと防災上の課題

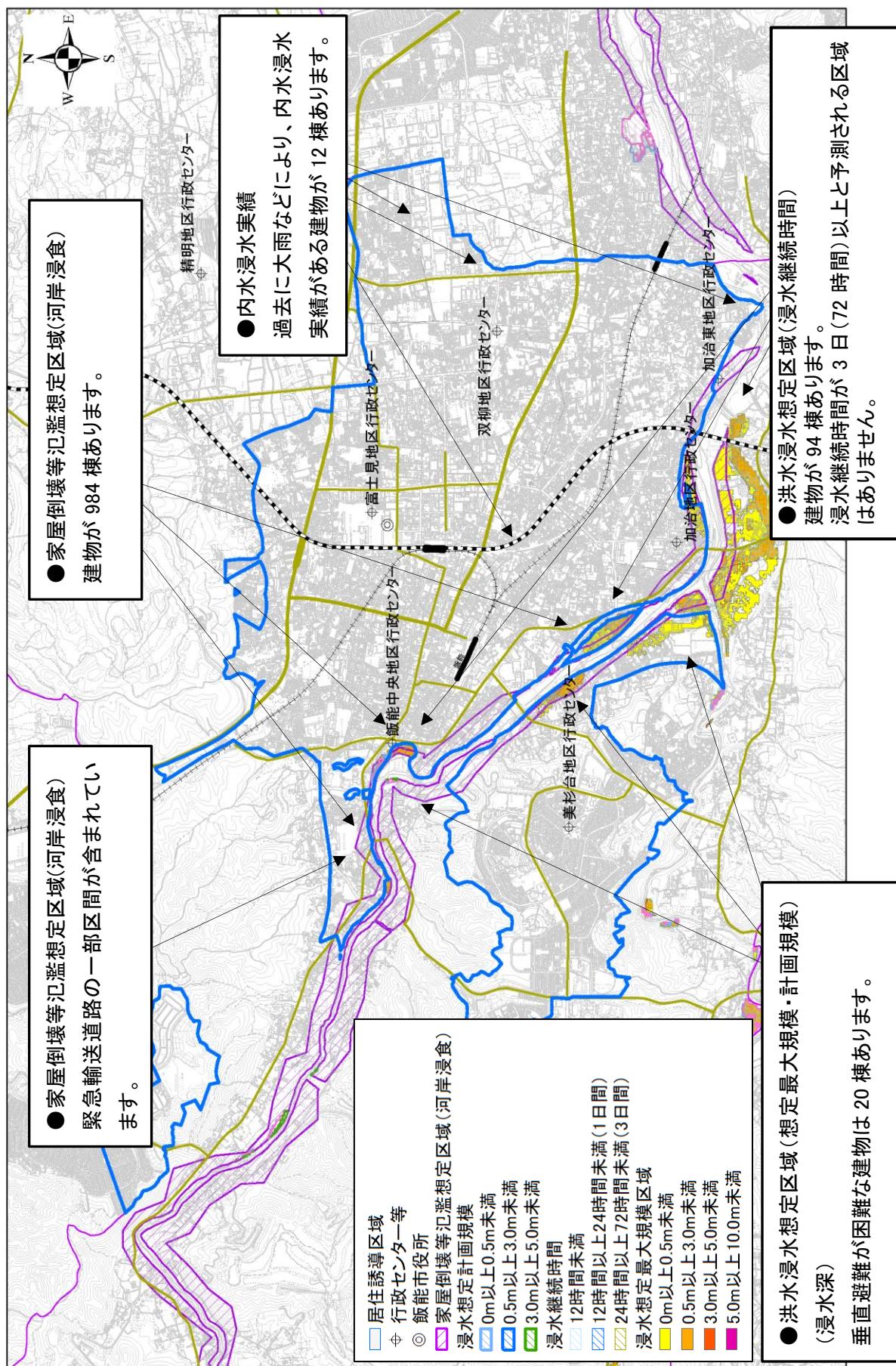
### ① 土砂災害

想定される土砂災害の防災上のリスク課題は、以図に示すとおりです。



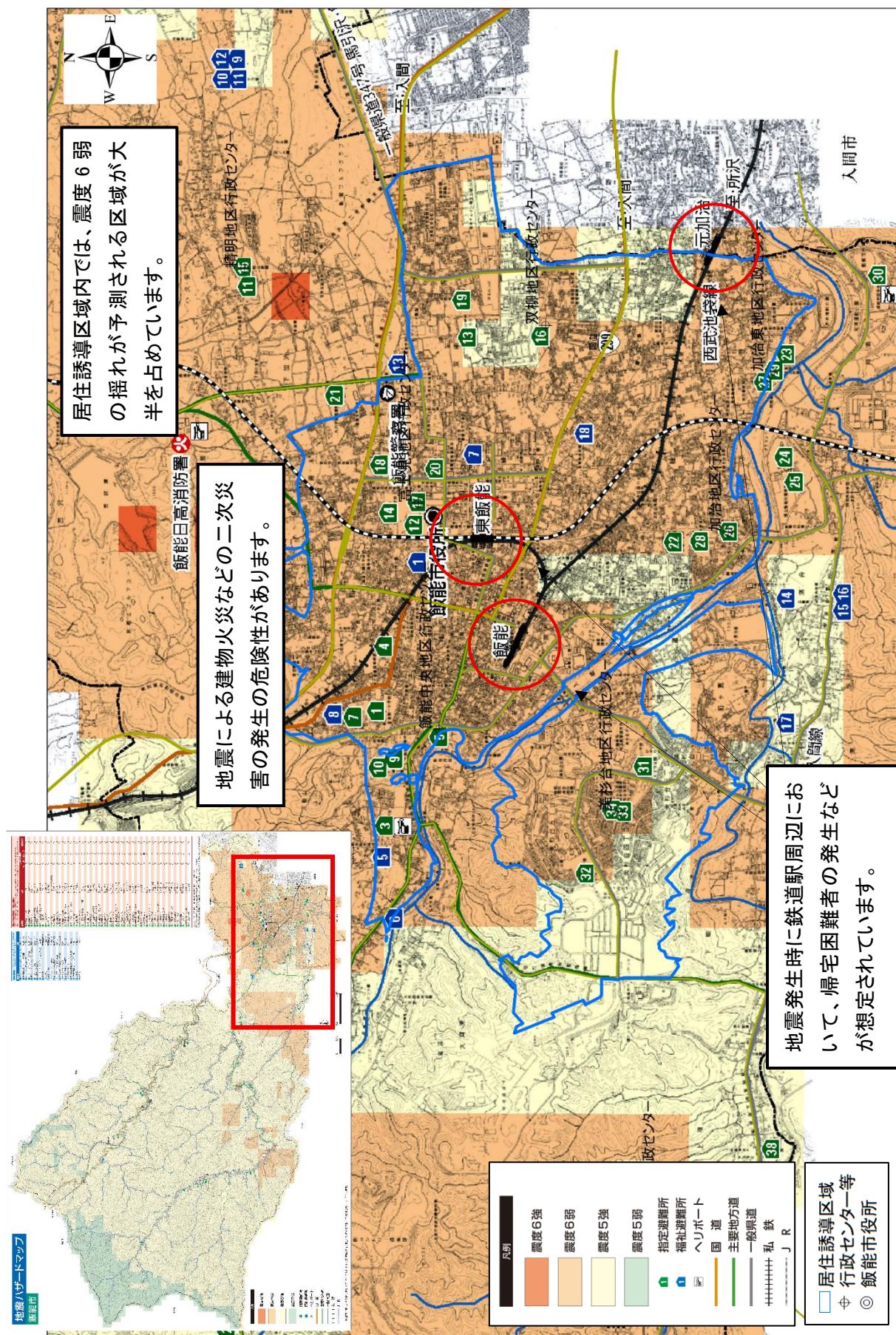
## ② 洪水・内水災害

想定される土砂災害の防災上のリスク課題は、以図に示すとおりです。



### ③ 地震災害

想定される土砂災害の防災上のリスク課題は、以図に示すとおりです。



## (4) 取組方針の検討

### 1) 基本方針

まちづくりの方針である「都市と自然が調和する ずっと暮らしたいまち」を踏まえ、防災指針における基本方針を「災害に強く、安心して暮らせるまち」とし、ハード、ソフト両面からの防災対策について、①災害の防止、②災害の回避、③災害の低減の3つの視点から進めていきます。

災害に強く、  
安心して暮らせるまち

視点① 災害の防止

視点② 災害の回避

視点③ 災害の低減

### 2) 誘導区域の設定の考え方と取組の方向性

居住誘導区域の設定の考え方や基本方針である「災害に強く、安心して暮らせるまち」の実現に向けて、災害種類ごとの取組の方向性は以下のとおりです。

#### ■国の考え方

区分		国の考え方
土砂	土砂災害特別警戒区域	■都市再生特別措置法により、居住誘導区域に含まないこととされている区域とします。
	土砂災害警戒区域	
	大規模盛土造成地	
洪水	洪水浸水想定区域 (想定最大規模・計画規模)(浸水深)	■各地域の災害リスクに基づく、ハード・ソフト対策により、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域とします。
	洪水浸水想定区域(浸水継続時間)	
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	
	内水浸水実績区域	■居住誘導区域に含める場合は、防災指針において災害リスクを踏まえた防災・減災に資する対策を明らかにすることとします。
地震	震度分布	

## ■本市の考え方と方向性

区分	本市の考え方	方向性
土砂災害特別警戒区域	突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害である。	居住誘導区域に <u>含まない</u>
土砂災害警戒区域		
大規模盛土造成地		
洪水浸水想定区域 (想定最大規模・計画規模)(浸水深)		
洪水浸水想定区域(浸水継続時間)		
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	災害リスクを回避、防止、低減しつつ、具体的な取組により対応する。	居住誘導区域に <u>含む</u>
内水浸水実績区域		
震度分布		

### 3) 防災まちづくりの取組方針

「災害に強く、安心して暮らせるまち」を実現するための取組方針は以下のとおりです。

区分	取組方針
土 砂	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は居住誘導区域から除外し、届出制度に基づく居住誘導により災害リスクを回避するとともに、土砂災害防止のための必要に応じた施設整備を推進します。</li> <li>■大規模盛土造成地の滑動崩落の防止と安全性を確保するための経過観察及び必要に応じた対策を図ります。</li> </ul>
洪 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川の洪水により浸水が想定される区域においては、河川施設の整備を進めるとともに、避難対策を徹底することで災害リスクの回避を図ります。</li> <li>■下水道の整備や雨水貯留機能の充実を図り、浸透性を考慮した道路や宅地の整備を進め、内水被害の低減を図ります。</li> </ul>
地 震	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建物の耐震化・不燃化の促進、道路の無電柱化、オープンスペースの確保等により都市の安全性を高めます。</li> </ul>
各災害共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市インフラ施設の安全対策を進めます。</li> <li>■災害時に安全に避難できる環境・体制を充実させます。</li> <li>■災害リスクの周知を図るとともに、市民の防災意識の向上を図ります。</li> </ul>

## (5) 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

基本方針における3つの視点(防止・回避・低減)から災害リスクへ対応すべき取組方針に基づき、必要なハード、ソフトの対策について計画的な進捗を図ります。災害種類に応じて、取組内容や主体を設定し、短期(5年程度)、中期(10年程度)、長期(20年程度)の目標で具体的な取組を進めます。

区分			取組内容 ※【地防】: 飯能市地域防災計画と関連する取組 ※【国強】: 飯能市国土強靭化地域計画と関連する取組	主体	実施時期(目安)		
土砂	洪水	地震			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
<b>①立地適正化計画制度による安全性の高い居住誘導区域への誘導 《回避》</b>							
●			・立地適正化計画の届出制度に基づく安全性の高いエリアへの居住誘導	市	●		→
<b>②都市インフラ施設の安全対策 《防止》</b>							
●		●	・大規模盛土造成地の経過観察と滑動崩落防止対策の実施【国強】	市・市民	●		→
●	●	●	・上下水道等インフラの耐震化対策【地防・国強】	市	■		→
●	●	●	・上下水道等インフラの老朽化対策【地防・国強】	市	■		→
●			・雨水貯留槽の設置と雨水排水対策【地防・国強】	県・市	■		→
●			・道路の透水性の強化【地防】	県・市	■		→
●			・河川施設の整備【地防・国強】	県・市	■		→
●			・宅内雨水浸透対策の促進【地防】	市・民間	■		→
		●	・建築物の耐震化・不燃化の促進【地防・国強】	市	●		→
		●	・耐震診断や耐震改修などに対する支援【地防】	市	●		→
<b>③防災施設の整備 《防止》</b>							
●	●	●	・防災拠点となる公共施設の耐震化、防災機能の維持及び強化【地防・国強】	県・市	■		→
●			・急傾斜地崩壊防止施設、砂防施設等の整備推進【地防】	県・市	■		→
<b>④避難体制・避難場所の充実 《回避》</b>							
●	●	●	・協定等の締結を含めた立ち退き避難場所の確保【地防・国強】	市・市民	●		→
●	●	●	・福祉避難所の確保【地防・国強】	市・民間	●		→
●	●	●	・安全かつ速やかな避難のための避難路の設定【地防】	市	●		→
●	●	●	・自主防災組織の活動支援を含めた立ち退き避難体制の確保【地防・国強】	市・市民	●		→
●	●	●	・公園整備等によるオープンスペースの確保【地防・国強】	市	■		→
●	●	●	・緊急輸送道路と幹線道路の整備推進【地防・国強】	県・市	■		→

区分			取組内容 ※【地防】: 飯能市地域防災計画と関連する取組 ※【国強】: 飯能市国土強靭化地域計画と関連する取組	主体	実施時期(目安)		
土砂	洪水	地震			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
●	●	●	・狭い道路の解消や橋りょうの適切な維持管理の推進【地防・国強】	県・市	■	→	
	●		・洪水浸水想定区域における垂直避難対策の徹底【地防・国強】	市	●	→	
		●	・市道等の無電柱化事業の推進【国強】	県・市	■	→	
	●	●	・駅周辺の帰宅困難者対策の支援【地防】	市	●	→	
●	●	●	・緊急物資の備蓄促進【地防・国強】	市	●	→	
			⑤防災意識の向上、その他対策 《低減》				
●	●	●	・避難訓練の実施【地防・国強】	市・市民	●	→	
●	●	●	・各種ハザードマップの周知【地防・国強】	市	●	→	
●	●	●	・防災行政無線等の複数媒体による情報伝達手段の確保【地防・国強】	市	●	→	
●	●	●	・自助共助の防災意識の啓発【地防・国強】	市	●	→	
●	●	●	・各種防災協定の締結【地防】	市	●	→	
●	●	●	・避難所運営マニュアルの見直し【地防】	市	●	→	
●	●	●	・地区防災計画の作成促進【地防】	市	●	→	

## 8 目標指標

本計画の取組の適切な進行管理を行う観点から、誘導方針及び防災指針における基本方針に応じて目標指標及び目標値を以下のとおり設定します。

### 方針（1）「便利で快適、歩きたくなるまち」に対する目標指標

目標指標	基準値 令和 7 年度(2025 年度)	目標値 令和 27 年度(2045 年度)
人口密度(居住誘導区域内)	46.9 人／ha	現状維持

- ・市街地への都市機能の維持・誘導と、暮らしやすい市街地の形成を図ることで、人口減少の中において居住誘導区域内の人口密度を向上させることにより現状維持を目指します。

**算出方法** 「居住誘導区域内の人口(令和7年度の住民基本台帳人口)」を「居住誘導区域の面積(ha)」で除した数値

目標指標	基準値 令和 7 年度(2025 年度)	目標値 令和 27 年度(2045 年度)
誘導施設数(都市機能誘導区域内)	73 施設	73 施設以上

- ・誘導施設に設定された都市機能については、既存の機能を維持するとともに、不足機能については誘導施策により都市機能誘導区域内への立地を誘導します。
- ・目標値について、現状立地している都市機能誘導施設数から増加することを目標とします。

**算出方法** 各都市機能誘導区域内の誘導施設数の合計

### 方針（2）「地域資源を生かしながら持続できるまち」に対する目標指標

目標指標	基準値 令和 4 年度(2022 年度)	目標値 令和 27 年度(2045 年度)
公共交通利便地域の人口割合(市全域)	65.2%	現状維持

- ・公共交通利便地域内への居住誘導と公共交通ネットワークの最適化により、当該地域内の人口を確保することにより、沿線住民の交通利便性と公共交通の維持確保を目指します。
- ・本市地域公共交通計画の目標値と整合をとるため、「現状維持」を目標値とします。

**算出方法** 「鉄道駅から 800m 及び 1 時間に 1 本以上運行している路線のバス停から 300m の範囲(=公共交通利便地域)に含まれる人口」を「総人口」で除した数値(国勢調査ベース)

目標指標	基準値 令和 7 年度(2025 年度)	目標値 令和 27 年度(2045 年度)
公共施設の延床面積(市全域)	254,790 m <sup>2</sup>	254,790 m <sup>2</sup> 未満

・持続可能な財政運営の実現を図るため、公共施設の統廃合等により公共施設の保有量の最適化を図ります。

**算出方法** 市内の公共施設の延床面積の合計

### 方針（3）「災害に強く、安心して暮らせるまち」に対する目標指標

目標指標	基準値 令和 7 年度(2025 年度)	目標値 令和 27 年度(2045 年度)
避難施設のカバー圏域の人口割合 (居住誘導区域内)	65.4%	65.4%以上

・災害時に備えて避難所及び避難場所を適正に確保することにより、市民が安全・安心に暮らすことができる都市環境を目指します。

**算出方法** 居住誘導区域内における避難所(福祉避難所を含む)及び避難場所から 500m圏域内の人 口を居住誘導区域内の総人口で除した数値(住民基本台帳ベース)

### 期待される効果を定量化する効果指標

以上の目標指標の達成により、期待される効果を定量化する効果指標は、本市のまちづくりの方針が「都市と自然が調和する ずっと暮らしたいまち」であることから以下のとおり設定します。

効果指標	基準値 令和 6 年度(2024 年度)	目標値 令和 27 年度(2045 年度)
市民の居住意向(市全域)	76.3%	80.0%以上

・各誘導区域内への居住と都市機能の誘導により便利で快適な市街地を形成するとともに、公共交通ネットワークで市街地と郊外・山間地域を結ぶことにより、市全体の暮らしやすさの向上を図り、「ずっと本市に暮らしたい」と思う市民が増加することが期待される。

**算出方法** 市民アンケートによる算出